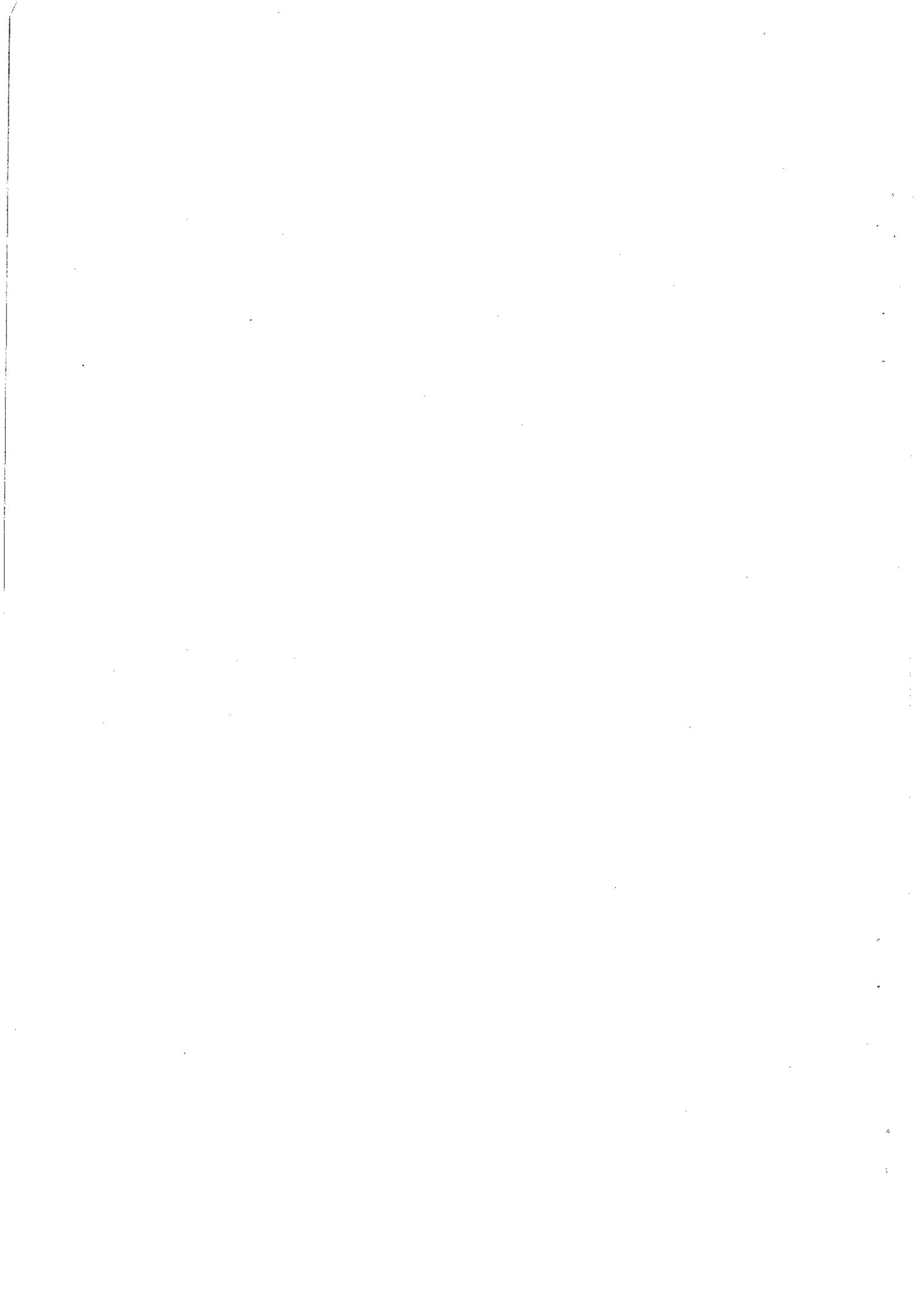


有償在宅福祉サービス事業  
検討委員会報告書

平成18年12月

財団法人 武蔵野市福祉公社



## 目 次

第1	はじめに	1
第2	福祉公社の理念	1
1.	根本理念	1
2.	市における福祉公社の機能	2
(1)	市の福祉政策の補充補完機能	2
(2)	先駆的な福祉機能の開発	2
(3)	包括的・継続的生活支援機能	2
第3	福祉公社事業の再編について	2
第4	本来事業を中心としたサービス体系の整備	3
1.	福祉公社サービスの特長	3
2.	本来事業の強化	4
(1)	有償在宅福祉サービス事業と権利擁護事業の統合	4
(2)	権利擁護センターの機能	5
(3)	セーフティネット・スーパーバイザー機能	6
(4)	看護師の医療コンサルティング機能の強化	6
(5)	リバースモーゲージ	6
(6)	緊急対応	7
(7)	ホームヘルプセンター武蔵野	7
(8)	居宅介護支援事業所	8
(9)	新たなサービスの創設	8
3.	関連事業の取り扱い	10
(1)	「本来事業」と「関連事業」の峻別	10
(2)	関連事業実施上の留意点	10
第5	福祉公社の経営	11
1.	持続可能な自立した経営	11
2.	財政	11
第6	地域福祉を主導する社会福祉協議会等各団体との機関間連携	11
第7	おわりに	12

## 資料

財団法人武蔵野市福祉公社有償在宅福祉サービス事業検討委員会設置要綱

財団法人武蔵野市福祉公社有償在宅福祉サービス事業検討委員会開催経過

## 第1 はじめに

武蔵野市福祉公社（以下、福祉公社と称する。）は、昭和55年12月、全国で初めて設立された。有償在宅福祉サービス（基本サービスと呼ばれるソーシャルワーカー、看護師による包括的・継続的生活支援）、協力員が担う住民参加型在宅サービス、市の福祉資金貸付制度によるリバースモーゲージを内容とするサービス展開は、日本の社会福祉界に大きな影響を与え、福祉公社サービスは、利用者の様々な人生ステージの各段階に対応する一貫性、個別性、総合性を特長として持っていた。そして、その後、全国の自治体が、次々に行政関与型の福祉サービス供給団体を設立した。

しかし、全国的に見ると「福祉公社」という名を冠しても、そのサービス内容は区々であり、時代変遷、社会経済的変動、介護保険の実施等と共に統廃合が進み、社会福祉協議会等と合併した団体が急増したのも事実である。

武蔵野市においては、平成18年1月に、福祉保健部所管三団体（三団体とは、財団法人武蔵野市福祉公社、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会、社会福祉法人武蔵野を指す。）調査研究ワーキングチーム報告書が出された。

それによれば、福祉公社を解散し、在宅サービス部門を市民社会福祉協議会へ、施設部門を社会福祉法人武蔵野へそれぞれ継承することが、結論として出された。更に、6月26日からは、三団体の再編等の方針を検討する「福祉三団体再編検討有識者会議」が設置され、議論・検討を進めている。

一方、福祉公社の解散問題は、市民的に大きな関心を呼び、平成18年9月に開かれた第三回市議会定例会の一般質問で複数の市議会議員が質問をし、福祉公社存続を願う陳情も採択された。

そのような背景の下、発祥の地の武蔵野市における福祉公社の理念、サービス体系、経営等の検討を行い、以下に報告する。

## 第2 福祉公社の理念

### 1. 根本理念

福祉公社の根本理念とは何であろうか。

昭和55年の福祉公社創業計画には、福祉公社の目指すところは、「すべての市民に安心できる老後生活を保障すること」と記載されている。そもそも、創設時から福祉公社は、リバースモーゲージと有償在宅福祉サービスを基幹サービスとしていた。リバースモーゲージが利用者の終身にわたる信用供与システムとして構築されていたがゆえに、それと一体として利用される有償在

宅福祉サービス（基本サービス）も、必然的に、利用者生活を「終生、包括的に支援する」システムでなければならなかった。

これが、創業計画にいう「すべての市民に安心できる老後生活を保障すること」の制度的体现となっている。

時代が移り、福祉・社会制度の枠組みがいかに変容しようと、この創業計画に記された目的を実現することが、福祉公社の武蔵野市における使命であり、根本理念であることは明白である。福祉公社はそのための最後の砦、或いは利用者に対する守護神としての機能と役割を果たし、実践し続けなければならない。

## 2. 市における福祉公社の機能

上述の根本理念は、どのように制度として体现、実践されているであろうか。その根本理念を踏まえ、武蔵野市における福祉公社の機能を以下に整理したい。

### (1) 福祉政策の補充補完機能

福祉公社は、行政が自ら実施するには、その規模や経済性、効率性、機動性、柔軟性等の点でなじまない事業、民間事業者が市場原理等の点で運営しない狭間の事業を遂行し、市の福祉政策を補充、補完する。

### (2) 先駆的な福祉機能の開発

福祉公社は、福祉現場のニーズを把握し、利用者や福祉現場の声を代弁、行政への提言等を行い、これらにより新しい福祉機能を開発する。

### (3) 包括的・継続的生活支援機能

福祉公社は、既存の福祉サービス利用では、自立生活を全うできない利用者のセーフティネットの機能を果たす。この機能は、利用者の生活面では、基本サービスによる包括的・継続的生活支援、経済面では、リバースモーゲージにより体现される。即ち、親族機能を欠く利用者、障害者の親亡き後の問題等様々な社会・経済的環境にある利用者が、安心して一生を武蔵野市で過ごすための包括的・継続的生活支援サービスを提供する。そして、少子高齢・非婚時代における新たな市民保護、市民の尊厳ある生活を支える任を担うのである。

## 第3 福祉公社事業の再編について

福祉公社事業をどのように再編するかは、以下に、類型を例示的に列挙す

る。この他にも、事業ごとに精査すれば、様々な類型が考えられる。しかし、いかなる再編を選択しようと、既述した福祉公社の根本理念、市における福祉公社の機能、市とのパートナーシップを十全に発揮する存在であるべきは、当然である。

本検討委員会は、福祉公社事業を本来事業と関連事業に区分し、第4以下で考察する。本来事業とは、第2で記した理念、機能を具体化する自主・固有事業であり、関連事業とは、主に市からの受託事業である。しかし、受託事業であっても、福祉公社が担う以上、社会福祉におけるサービスの質を高めるモデル性を有する事業であるべきと考える。

## 再編の類型

### 1. 現行の福祉公社体制の維持

本部事業(本部で行っている有償在宅福祉サービス事業、権利擁護事業、ホームヘルプセンター武蔵野、居宅介護支援事業所を本部事業と称する。)

北町高齢者センター、高齢者総合センターの管理運営

### 2. 本部事業と北町高齢者センターの管理運営

### 3. 本部事業

### 4. 有償在宅福祉サービス事業・権利擁護事業

## 第4 本来事業を中心としたサービス体系の整備

第3で記述したどの類型を選択するにしても、福祉公社は以下に述べる本来事業を整備し、市民サービスの向上に努めるべきである。

### 1. 福祉公社サービスの特長

既述の通り、リバースモーゲージと一体として利用される有償在宅福祉サービス(基本サービス)は、「終生の包括的な利用者支援」を必然として、内包しているシステムである。即ち、利用者の一人ひとりに、ソーシャルワーカー、看護師が専任として配置され、健康保持期から一部障害期、臥床期、終末期まで一貫して、体系的、総合的に利用者生活(葬儀、納骨、没後対応を含む)の支援を行うサービスである。これは、ケアマネジャーによる社会資源利用の需給調整機能、事実行為を基調とする成年後見人の身上配慮義務を内容としつつも、更に広範囲の領域をカバーする包括性を有する。更に、利用者の没後に発生する社会・経済的混乱、相続人不存在の民法上の手続き等を回避し、利用者

の経済・生活関係を清算するサービスまで守備範囲とする広範性を持っている。

このように、福祉公社は、理由のいかんを問わず、様々な境遇にある高齢者等の利用者（親族機能を欠如した利用者、親亡き後の障害者等）が、安心して一生を武蔵野市で過ごすための、包括的・継続的生活支援サービスを提供する。そして、行政の信用力を背景に、セーフティネット機能を果たすのである。そのような機能を有する福祉公社が設立されたことは、福祉サービスに対する武蔵野市民の本源的意識の現われであると評価できる。そして、それは今に至るもいささかも光彩を失っていない。これは、また、ノーマライゼーションの実現という見地からも、有効である。

一方、福祉公社の担当者には、より良い利用者サービスのため、不断の努力が求められる。福祉公社理念にも通じ、これからも目標となるICFの基本概念を取り入れ、利用者自身の個別性を尊重し、地域社会で人生を送る利用者の生活関係全体を支援すること等に意を注がなくてはならない。

#### \* ICF（国際生活機能分類）

世界保健機構（WHO）が2001年5月、人間の生活機能と障害の分類法として採択した。これは、これまでのマイナス面の分類に変え、生活機能というプラス面から分類するよう視点を転換し、更に環境因子等の観点を加え、利用者の参加・活動を重視するものである。このICFの考えを活用し、ノーマライゼーションの理念を実現すること、「共に生きる」地域社会を目指すことは、福祉公社サービスによる利用者生活の質の向上という福祉公社の理念に通じるものである。

## 2. 本来事業の強化

### （1）有償在宅福祉サービス事業と権利擁護事業の統合

#### <概要>

福祉公社は、有償在宅福祉サービス（基本サービス）を25年間実践してきた。当該サービスは、社会資源の需給調整（ケアマネジメント）という福祉型サービス、事実行為を基調とする成年後見人の身上配慮義務を内容としつつも、それより一歩進んだヨーロッパ型とも言うべき厚みを有し、没後の対応をも含む包括的・継続的生活支援機能を内容としてきた。そこで、有償在宅福祉サービスを「包括的・継続的生活支援サービスないしは総合的身上配慮サービス」として再構成する。

1で述べた福祉公社サービスの特長は、この有償在宅福祉サービスにおいて、最も妥当する。有償在宅福祉サービス事業と権利擁護事業の統合・一体化によ

り、福祉公社は、身上配慮、財産管理双方において、市民に対する包括的・継続的生活支援機能を有することを、より鮮明に打ち出す。即ち、有償在宅福祉サービスは、事実上、実質的には、成年後見に準ずる事業に移行するのである。

ソーシャルワーカー・看護師は、有償在宅福祉サービス利用者（包括的・継続的生活支援サービス利用者、任意後見契約発効前の利用者）、法定後見、任意後見における身上配慮義務を担う存在とする。その身上配慮は、後見・福祉・医療の三分野を総合した支援サービスである。即ち、利用者意思を基調に、その心身状態、生活状況に配慮し、アドボカシー機能（代弁機能）を発揮し、利用者の人生そのものを包括的に支援していくものである。

#### <所掌事業>

- ① 有償在宅福祉サービス（基本サービス）事業（＝包括的・継続的生活支援事業ないしは総合的身上配慮サービス）
- ② 法定後見事業  
（市長申立の場合の成年後見人受任及び成年後見人に福祉公社を望む市民からの積極的受任）
- ③ 任意後見事業
- ④ 独自の権利擁護事業
- ⑤ 地域福祉権利擁護事業

#### <効果>

これにより、親族機能を欠く利用者（親亡き後の障害者等の問題を含む）、親族がいてもその保護を受けられない利用者等に対する保護者の任に当たり、利用者が安心して生活を送ることを保障する。また、東京都は、各自治体に一つ成年後見センターを設立することを推奨しているので、武蔵野市における当該センターを福祉公社が担う。これは、社会経済的に合理性を有するものである。

### （２）権利擁護センターの機能

#### <概要>

利用者の金銭管理、財産保全は、権利擁護センターが行う。また、裁判所、弁護士、司法書士、税理士等各専門職との連絡調整は、第一義的に権利擁護センターにおいて担い、しかる後、担当のソーシャルワーカー・看護師と連携する。

#### <効果>

裁判所や各専門職と連携する場合、利用者の財産を管理する場合は、一定水準の法律知識、金融知識を必要とする。利用者の最善の利益を図り、また、その財産を保管し、金融事務を行う以上、民法上、善良なる管理者の注意義務を

もって、一連の事務に当たるべきは当然である。そこで、ノウハウ、経験を蓄積した権利擁護センターがその任に当たることが合理的であり、市民利益に適う。

### (3) セーフティネット・スーパーバイザー機能

#### <概要>

現在、福祉公社は、各在宅介護支援センター、地域包括支援センターで担当できない困難事例を受けているので、セーフティネットとしての役割を果たす。

また、各センターのスーパーバイザー機能を事実上果たしているので、その機能を主体的に活用し、在宅サービスネットワークの核として機能する。

#### <効果>

市で唯一、包括的・継続的生活支援サービスを実践している福祉公社のノウハウを、在宅福祉サービスの中核を担う各機関が援用し、相互に連携して市民サービスに資する。

### (4) 看護師の医療コンサルティング機能の強化

#### <概要>

看護師の医療コンサルティング機能を強化する。利用者の終末期医療、尊厳死の希望などを文書化し、仲介機能を果たして主治医と連携、医療環境を整え、利用者の安寧な終末期を実現する。

#### <効果>

利用者の個人の尊厳の確保を支援し、社会・経済上問題となっている過剰医療、延命医療を抑制し、医療面で環境を整え、利用者の人生の最期の場を、その意思通りに実現する。

### (5) リバースモーゲージ

#### <概要>

武蔵野市のリバースモーゲージは、その利用に、有償在宅福祉サービスの利用を必須とする福祉・貸付一体型である。他の民間金融機関、社会福祉協議会のリバースモーゲージ制度などに比較して、より実践的な武蔵野市の独自制度である。

#### <効果>

リバースモーゲージの対象者は、加齢により心身ともに衰えていく利用者である。その属性を持つ市民が、市との間で継続的金銭消費貸借契約を締結し、所有不動産に根抵当権を設定するについては、資金計画、それに見合う

福祉サービス利用等の生活全般に支援を継続することが必要である。福祉公社においては、それを担当ソーシャルワーカーが担っている。単なる金融型のリバースモーゲージは、資金を貸付けるだけで、そのような細やかな配慮が無い。市の福祉・貸付一体型のリバースモーゲージは、実践から導き出された独自の長を有し、制度利用の実をあげる。また、延いてはリバースモーゲージに内在するリスクを回避する機能を果たす。更に、戦略的遺産動機（扶養・介護等を前提として子に不動産を相続させる）を持たないと予想されるリタイアした団塊の世代の「自己完結的な老後創造」に、資金面から応えるものでもある。

## (6) 緊急対応

### <概要>

福祉公社は創立以来、緊急対応を行ってきた。当初は、担当者（ソーシャルワーカー・看護師）の自宅の電話番号を利用者に教える、緊急時通報装置（受信先・東京老人ホームの緊急センター）を設置する等の方法で緊急に備えていたが、今は、担当者の携帯電話に、直接利用者から連絡が入り対応している。この他にも、「シルバーフォンあんしん」の送信先を担当者の携帯電話に設定する、市の緊急通報装置の協力員に担当者になる、民間の警備会社の第一連絡先を担当者とする等多様な回路で、緊急の任に当たっている。緊急出動した場合は超過勤務が認められるが、不定愁訴等の電話対応を含めて、私生活を犠牲にして、担当者のボランティアによって支えられていることもあり、第一次対応を他の機関（例えば民間の安全センター）に担当させるか、福祉公社が独自の緊急対応システムを創設する（例えば24時間対応のホームヘルプサービスや多機能小規模ハウスに有償在宅サービス利用者の緊急対応機能を組み込む）などの方策を立てるべきである。また、利用者には、一定程度の緊急対応料金を負担願うことが必要である。

### <効果>

在宅の高齢者は、夜間、休日の緊急時の不安を常に持つ。何かあった時に、日頃自分を担当しているソーシャルワーカーや看護師が駆けつける体制が整備されている安堵感は、何ものにもかえがたい。福祉公社創業以来、利用者と福祉公社の信頼関係構築に、この緊急対応が果たした役割は大きい。しかし、一方、担当者の負担も依然として継続している。この両者の調整点を探ることが必要である。そして、地区担当のソーシャルワーカー、看護師の心身ともなる負担を軽減することが望まれる。

## (7) ホームヘルプセンター武蔵野

#### <概要>

市民は、「武蔵野市福祉公社」という名称により、福祉公社への信頼を更に強くしている。それは、福祉公社の実践の積み重ねと市の「公の信用力」を背景に持つからである。民間事業者は多々あり、その力量の差や経済原理優先等の問題が顕在している昨今、福祉公社という名称を冠し、ホームヘルプセンターが事業展開するメリットは大きい。このことは、福祉公社事業全体にも言えることである。

現在、訪問介護が予防介護に重心を移し、民間事業者は経営の視点から、重介護を主として受ける傾向が見られる。そこで、ホームヘルプセンターは、住民参加型の生活援助から重介護に至る一連の援助過程を広範かつ継続的に展開するべきである。即ち、従来の訪問介護事業と市民一般を対象とする住民参加型在宅サービスの双方を担う機関とする。

#### <効果>

ホームヘルプセンター武蔵野は、広く市民参加を得て、介護保険の訪問介護を補充補完し、ホームヘルプサービス分野での市のセーフティネットとして機能する。また、住民参加型サービスの担い手を地域福祉、市民啓発の点から組織化する。そのことにより、有償在宅福祉サービス同様、ホームヘルプサービス事業を通じた安心と信頼の絆が、「共に生きる地域社会」を育む原動力となり、地域文化の創造につながる。更に、介護保険制度の中核である訪問介護事業の公共的モニタリング機能を発揮し、現場からの提言機能を強化する。

### (8) 居宅介護支援事業所

#### <概要>

ケアマネジメント部門は、ホームヘルプセンター武蔵野と合体する。

#### <効果>

利用者利益に資するために、ホームヘルプサービスとケアマネジャーの緊密な連携は、不可欠である。相談面接からアセスメント、サービス提供、モニタリング、緊急対応まで、迅速で柔軟なサービス提供のためには、両者が情報を共有し、意思統一して、利用者に対応しなければならない。

### (9) 新たなサービスの創設

#### <概要>

新たなサービスについては、以下に例示列举するが、これらの他、現場からの利用者ニーズを的確に捉え、柔軟で機動的なサービスを開発していくことが望まれる。

- ①後見協力員の創設
  - ②福祉公社利用の予約制度  
(古い支度を福祉公社に求める市民の裾野の拡大を図る)
  - ③福祉公社利用料金相続時清算制度  
(利用料金支払いに不安を持つ現金利用者への対応)
  - ④墓地管理サービス(又はそのコーディネーター)
  - ⑤墓参代行サービス(又はそのコーディネーター)
  - ⑥市民納骨堂(延命寺内)の管理を福祉公社に移行
  - ⑦寄付物件の活用  
(前期高齢者用コミュニティ、グループリビング、介護シェア等の住居・介護合体サービス)
  - ⑧アパート・マンション等の高齢者賃借人の保証システム
- <効果>

①法人後見を前提として、身上配慮、金銭管理の他に、日常的に利用者を訪ね、心理的支援や郵便物の整理、簡易な銀行事務を行うなどの成年後見部門における市民参加である「後見協力員」を組織し、地域住民が支える成年後見システムを創設する。

福祉公社は、創設時、住民参加型在宅サービスの家事援助・介護の担い手として「協力員」を全国に発信したが、この度は、成年後見分野における協力員を再び世に送り出す。企業経験があり金融事務等の素養のあるリタイアした団塊の世代を、研修を施し担い手とすれば、古い支度の啓発を含め、二重の意味で、超高齢社会の備えとなる。

②現在は福祉公社利用が必要ではないが、将来利用を希望する市民に対し、予約制度を設けて、名簿を作成し、情報提供して古い支度の啓発を行う。これにより、市民が簡易に福祉公社につながる体制を作り、利用者の裾野を広げる。

③福祉公社利用料金がハードルとなって、ニーズはあるが利用に躊躇する又は、利用に至らない市民に、サービスは先履行、料金支払は後履行という制度を作り、利用者の利便を図る。言わば、リバースモーゲージ制度の現金利用者版である。なお、これについては、人的担保を求める等の債権回収の手立てを講じることも重要である。

④⑤⑥親族機能を有しない利用者は、没後の墓地のこと、先祖からの墓地管理のこと等、祭祀の問題を気に病んでいる。現在、それに応える民間サービスはあるが、福祉公社も利用者支援の立場から、総合的にそれに応える。

⑦福祉公社利用者から市に寄付された不動産を活用し、柔軟で先駆的な「住居と在宅福祉サービス」が結びついた複合的サービスを創造する。

⑧アパート・マンション等を高齢者に賃貸している家主は、高齢借主の突然の病気や死亡と家賃の回収の二点に不安を持っている。この不安は、福祉公社の包括的・継続的生活支援機能を利用することで、解消できる。実際、家主から親族の連絡先を求められたが、それに対応できず、代わりに福祉公社を利用することで家主の許諾を得て、賃貸借を継続している利用者がいる。これを応用して高齢賃借人の保証システムを福祉公社が担い、市民サービスを向上させる。

### 3. 関連事業の取り扱い

#### (1) 「本来事業」と「関連事業」の峻別

公的な介護保険制度がある以上、福祉公社事業は介護保険事業を中心に運営し、その前提の上で、有償在宅福祉サービスを展開して行くべきであるという委員の意見があった。

一方、介護保険には「生活のトータルサービス」という発想が不足しているので、それを補う形での福祉公社の事業展開、介護保険制度の隙間を埋める補足的役割を福祉公社に求める考えがある。

福祉公社事業を、「本来事業」とそれを財政的にバックアップし、支え「関連事業（関連事業は、主に市からの受託事業やそれに伴う介護保険事業）」に峻別して把握する視点から経営を進めるべきである。

福祉公社は、人材投資を含めた自立した経営が出来るような受託契約を市と締結していない。受託事業については福祉公社の主体性を尊重するということを前提に、パートナーシップに基づき、契約内容を精査し、経営ガバナンスの見地から受託を進めるべきである。その上で、福祉公社が担う受託事業等は、モデル性を有する事業となすべきである。それは、社会福祉におけるサービスの質を更に高める、新たな当事者・市民モデルへ発展していくべきと考える。

#### (2) 関連事業実施上の留意点

関連事業を実施するについては、以下の諸点を精査することが肝要である。

- ①受託事業収支、損益、受託仕様書（諸経費、人員、業務内容の明確化）の整備
- ②介護保険事業の事業別収支、損益、介護報酬による人員、業務内容の明確化

## 第5 福祉公社の経営

以下に、福祉公社の経営について、指針を提示する。事務局においては、今後、不断の努力を重ねて、これらを実務的に吟味・検討し、内容を発展させ、より良い福祉ガバナンスが展開されるよう希望する。

### 1. 持続可能な自立した経営

- (1) 経営の主体性(行政からの自立とパートナーシップ)
- (2) 経営方針と本来事業の明確化
- (3) 本来事業の収支(本来事業の資金計画、人員計画、業務内容の明確化)
- (4) 寄付行為の変更(理事長の選任、理事会の役割強化等組織体制作り)
- (5) 自立経営が出来る財源確保
- (6) 経営総体を多面的、多元的に分析研究し、大学、研究機関との連携をも視野に置くシンクタンクの創設
- (7) 受贈額を3年単位で取り纏め経費として使う等のシステム
- (8) 職員教育、長期戦略的に優秀な人材の確保等
- (9) 利用者代表等を福祉公社の経営に参加させること(ユーザーデモクラシー)
- (10) 利用者等による諮問機関の設置
- (11) 独創的福祉公社サービスを知的財産として管理するシステム

### 2. 財政

- (1) 基金の有効活用
- (2) 福祉公社利用者から市に遺贈された不動産の価格相当分の福祉公社への填補
- (3) 寄付の政策的運用、寄付の取り扱いについて法人格の選択を踏まえた専門的研究
- (4) 5年、10年先を視野に入れた委託費や補助金に過度に依存しない財務体制の綿密なシュミレーション
- (5) 利用料金の改定(緊急対応の特別料金を含む)と福祉公社経営に関する利用者・福祉公社・市の財政的負担割合の位置づけ
- (6) 年度毎の事業収入により収支均衡を図りつつ、財団法人本来の寄付財産の法定果実・運用益を確保し、それにより補助金を一定程度逡減するよう努力する。

## 第6 地域福祉を主導する社会福祉協議会等各団体との機関間連携

今般の団体間の再編・統廃合の動きの中で、看過されているのが、団体間連携、協力関係の必要性である。現在、市福祉保健部所管の福祉系三団体を含めた既存の団体の相互間の連携状況は、十全に機能しているとはいいがたい側面がある。地域福祉推進の観点から考え、武蔵野市民社会福祉協議会、社会福祉法人武蔵野等各団体と、どのような連携ができるのか、また、どのように連携していくのが望ましいのか検討されては来なかった。既存の各事業を有機的に結合させ、地域福祉の充実をどのように図るかを、システムとして、積極的に案出していくことは、社会資源の有効活用の面からも必要である。そのために、福祉公社と各団体が、各分野でどのような連携、協力関係が必要であり、どうすれば効果を生むのか研究チームを立ち上げ、常設の連絡会を設置する等不断の検討に努めるべきである。福祉公社においては、これらのキーパーソンとなり、あらゆる福祉機関と有機的に連携し、事業を伸張していくことが望まれる。

(例)

\*任意後見契約（福祉公社）と任意後見監督人（市民社会福祉協議会）

任意後見契約において任意後見監督人の選任は、任意後見契約の発効要件である。通常、裁判所が選任する。しかし、その担い手不足や報酬の問題があり、先進国中、最も進んでいるといわれる「古い支度の切り札」任意後見契約が普及していないのが現状である。そこで、利用者と福祉公社が任意後見契約を締結した場合、その任意後見監督人に第三者評価の実績を持つ市民社会福祉協議会を望む旨、またその報酬などを盛り込んでおく。実際は裁判所の裁量によるが、上述の状況を勘案すると、新たな利用者保護のシステムとして、機能することは十分考えられる。

\*協力員制度（福祉公社）と地域福祉活動推進協議会（市民社会福祉協議会）

市民相互扶助の精神に根ざす住民参加型在宅サービスの担い手である協力員と市内13箇所の小地域で地域福祉の課題を協議、対応していく助けあいネットワークである地域福祉活動推進協議会（地域社協）の協働を図り、直接援助の実践主体と地域の主体的市民活動を融合する。

## 第7 おわりに

以上、述べてきたとおり、武蔵野市は、本邦の福祉分野に関して、高い理念を掲げ、先進的施策を実践し、歴史的役割を果たしてきた。

それらに鑑みれば、福祉公社は、これからも、利用者への包括的・継続的生活支援という福祉サービスの水準を発信し続ける、いわば一つの社会指標の役割を担っているといえる。少子高齢化・非婚化、家族関係の希薄化等が、今後、

飛躍的に進行することが確実な現今の社会情勢下、福祉公社の存在意義は益々増大していくと考える。従って、市民が安心して最期を託せる「市が創設し、市民が支えてきた機関」としての福祉公社を、これからも武蔵野市の福祉システムの核として位置づけ、市、関係機関、関係者等一丸となって、福祉公社事業を堅持、発展させていくべきと本委員会は考える。

## 財団法人武蔵野市福祉公社有償在宅福祉サービス事業検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者の有償在宅福祉サービス事業のあり方を検討するため、財団法人武蔵野市福祉公社有償在宅福祉サービス事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を理事長に報告する。

- (1) 基本サービスの再構築について
- (2) 協力員制度について
- (3) 利用料金について
- (4) 業務の執行体制について
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員7人以内をもって構成する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成18年10月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (報酬)

第7条 委員長が招集する委員会に出席した委員に対しては、別表第2に定める報酬を支給する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、在宅サービス課において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

氏名	役職	備考
大友信勝	龍谷大学社会学部教授	委員長
加瀬裕子	早稲田大学人間科学部教授	副委員長
阿 亜紀良	至誠学舎東京常務理事	
安達 高之	財団法人武蔵野市福祉公社理事	
直江 琢児	市民	
茨木 信	財団法人武蔵野市福祉公社常務理事	

別表第2（第7条関係）

役職	報酬額
有償在宅福祉サービス事業検討委員会 委員	日額 12,000円

財団法人武蔵野市福祉公社有償在宅福祉サービス事業検討委員会検討経過

回数	日 程	内 容
第1回	平成18年1月23日(月)	委員長選任、今後の委員会運営について
第2回	平成18年2月21日(火)	有償在宅福祉サービス事業のあり方研究会報告書 内容説明
第3回	平成18年3月27日(月)	武蔵野市福祉公社の理念と原則についての確認及び介護保険下における当面する課題と方向性について
第4回	平成18年4月27日(木)	行政との関係について(話題提供:茨木委員)
第5回	平成18年5月25日(木)	福祉公社動向説明 (株式会社コモン計画研究所主任研究員:相澤氏)
第6回	平成18年6月23日(金)	介護保険との関係について(話題提供:荒井、小林)
第7回	平成18年7月21日(金)	新たな公社の役割(話題提供:阿委員、加瀬委員)
第8回	平成18年8月29日(火)	基本理念、重点課題の議論
第9回	平成18年9月29日(金)	報告書作成への提言
第10回	平成18年11月2日(木)	報告書の確認